新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県

第 16 号

平成26年２月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

221　土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
222　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
223　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の再開届（福祉保健課）
224　管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
225　管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
226　肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
227　国土調査の成果認証（農村環境課）
228　公共測量の終了通知（監理課）
229　公共測量の終了通知（監理課）
230　公共測量の終了通知（監理課）
231　道路の区域変更（道路管理課）
232　道路の供用開始（道路管理課）
233　道路の区域変更（道路管理課）
234　道路の供用開始（道路管理課）
235　道路の区域変更（道路管理課）
236　道路の供用開始（道路管理課）
237　道路の区域変更（道路管理課）
238　道路の供用開始（道路管理課）
239　道路の区域変更（道路管理課）
240　道路の供用開始（道路管理課）
241　道路の区域変更（道路管理課）
242　道路の供用開始（道路管理課）
243　道路の区域変更（道路管理課）
244　道路の供用開始（道路管理課）
245　道路の区域変更（道路管理課）
246　道路の供用開始（道路管理課）
247　道路の区域変更（道路管理課）
248　道路の供用開始（道路管理課）
249　急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

公　　告

大規模小売店舗の新設（商業振興課）
大規模小売店舗の新設（商業振興課）
平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）
一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

1　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

人事委員会規則

５－61　職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
**監査委員公表**
監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）
**教育委員会告示**
３　新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
**公安委員会規則**
１　新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

## 告　　示

**◎新潟県告示第221号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定する形質変更時要届出区域
新発田市中曽根町三丁目588番３及び589番３

２　土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛又はその化合物、ふっ素又はその化合物

３　土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛又はその化合物

---

**◎新潟県告示第222号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

| 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定したサービスの種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社てるてるぼうず | 妙高市柳井田町４丁目12番14号 | デイサービスあおぞら | 妙高市柳井田町４丁目12番16号 | 通所介護 | H25.8.1 |
| 株式会社てるてるぼうず | 妙高市柳井田町４丁目12番14号 | デイサービスあおぞら | 妙高市柳井田町４丁目12番16号 | 介護予防通所介護 | H25.8.1 |
| 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号 | ツクイ五泉赤海 | 五泉市赤海二丁目６番14号 | 通所介護 | H26.2.1 |
| 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号 | ツクイ五泉赤海 | 五泉市赤海二丁目６番14号 | 介護予防通所介護 | H26.2.1 |
| 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号 | ツクイ五泉赤海 | 五泉市赤海二丁目６番14号 | 居宅介護支援 | H26.2.1 |
| 星　直仁 | 燕市杉名36－１ | 星薬局 | 燕市杉名36－１ | 居宅療養管理指導 | H26.4.1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 星　直仁 | 燕市杉名36－１ | 星薬局 | 燕市杉名36－１ | 介護予防居宅療養管理指導 | H26.4.1 |
| 社会福祉法人新潟さくら会 | 新潟市西区寺尾前通２丁目３番地６ | 分水いちごの実デイサービス | 燕市五千石字屋敷浦3223番３ | 通所介護 | H26.1.1 |
| 社会福祉法人新潟さくら会 | 新潟市西区寺尾前通２丁目３番地６ | 分水いちごの実デイサービス | 燕市五千石字屋敷浦3223番３ | 介護予防通所介護 | H26.1.1 |
| 社会福祉法人新潟さくら会 | 新潟市西区寺尾前通２丁目３番地６ | 分水いちごの実ショートステイ | 燕市五千石字屋敷浦3223番３ | 短期入所生活介護 | H26.1.1 |
| 社会福祉法人新潟さくら会 | 新潟市西区寺尾前通２丁目３番地６ | 分水いちごの実ショートステイ | 燕市五千石字屋敷浦3223番３ | 介護予防短期入所生活介護 | H26.1.1 |
| 株式会社くびき野ライフスタイル研究所 | 上越市西城２丁目10番25号 | デイサービスサンクス高田 | 上越市寺町３丁目10番11号 | 通所介護 | H25.11.1 |
| 株式会社くびき野ライフスタイル研究所 | 上越市西城２丁目10番25号 | デイサービスサンクス高田 | 上越市寺町３丁目10番11号 | 介護予防通所介護 | H25.11.1 |

**◎新潟県告示第223号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 再開年月日 |
|---|---|---|
| アースサポート長岡 | 長岡市山田三丁目３番19号 | H26.2.1 |

**◎新潟県告示第224号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の４第２項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　講習会の主催者の名称及び住所
　公益財団法人　理容師美容師試験研修センター（理事長　小早川　隆敏）
　東京都江東区有明３丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟９階
２　会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
　公益財団法人　理容師美容師試験研修センター　事業第二部
　東京都江東区有明３丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟９階
３　講習会場、講習日程及び講習科目
（1）講習会場の名称及び所在地
　長岡商工会議所
　新潟県長岡市坂之上町２－１－１
（2）講習日程及び講習科目
　第１日（９月29日）公衆衛生（４時間）

　　　　　　　　　　　衛生管理（２時間）
　第２日（10月６日）衛生管理（６時間）
　第３日（10月７日）衛生管理（６時間）
4　受講資格
平成26年８月22日までに、理容師の免許を受けた後３年以上理容の業務に従事したものであること。
5　受講料
１人　18,000円

---

**◎新潟県告示第225号**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の３第２項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人　理容師美容師試験研修センター（理事長　小早川　隆敏）
東京都江東区有明３丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟９階
2　会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人　理容師美容師試験研修センター　事業第二部
東京都江東区有明３丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟９階
3　講習会場、講習日程及び講習科目
(1)　講習会場の名称及び所在地
長岡商工会議所
新潟県長岡市坂之上町２－１－１
(2)　講習日程及び講習科目
第１日（９月29日）公衆衛生（４時間）
　　　　　　　　　衛生管理（２時間）
第２日（10月６日）衛生管理（６時間）
第３日（10月７日）衛生管理（６時間）
4　受講資格
平成26年８月22日までに、美容師の免許を受けた後３年以上美容の業務に従事したものであること。
5　受講料
１人　18,000円

---

**◎新潟県告示第226号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

| | |
|---|---|
| 登録番号 | 新潟県生第412号 |
| 肥料の種類 | 混合有機質肥料 |
| 肥料の名称 | 混合有機ワールドエース432 |
| 保証成分量 | 窒素全量　4.0パーセント<br>りん酸全量　3.0パーセント<br>加里全量　2.0パーセント |
| その他の規格 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり |
| 生産業者の名称及び住所 | ニイガタオーレス株式会社<br>新潟県胎内市中村浜698番地42 |
| 有効期間 | 平成26年３月15日から平成29年３月14日 |

---

**◎新潟県告示第227号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調査を行った者の名称及び地域

| 調査を行った者の名称 | 成果の名称及び地域 |
|---|---|
| 粟島浦村 | 粟島浦村の地籍図及び地籍簿<br>滝ノ上、佛崎、逢坂山、潜木、滝ノ下、柿ノ根、水見平、下丸山、大沢、八ツ針、蟹穴、雷畑の全部 |

２　認証年月日

平成26年２月21日

---

**◎新潟県告示第228号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、国土交通省北陸地方整備局　湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（基準点測量）
２　作業期間　平成25年７月６日から平成26年１月31日まで
３　作業地域　南魚沼市（一部）

---

**◎新潟県告示第229号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、国土交通省北陸地方整備局　湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（基準点測量）
２　作業期間　平成25年９月10日から平成26年１月15日まで
３　作業地域　南魚沼市清水地区

---

**◎新潟県告示第230号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、農林水産省北陸農政局　信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（地盤変動調査）
２　作業期間　平成25年８月21日から平成25年９月30日まで
３　作業地域　新潟市内

---

**◎新潟県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　新潟五泉間瀬線
３　道路の区域

| 区　　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　　長 |
|---|---|---|---|
| 五泉市能代字下東146番１から同市西四ツ屋字内ノ畑戊３番３まで | 新 | 7.1～42.0メートル | 581.6メートル |
| | 旧 | 5.5～42.0メートル | 580.1メートル |

## ◎新潟県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　新潟五泉間瀬線
２　供用開始の区間
　五泉市能代字下東146番１から同市西四ツ屋字内ノ畑戊３番３まで
３　供用開始の期日　平成26年２月28日

## ◎新潟県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　下戸倉五泉線
３　道路の区域

| 区　　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　　長 |
|---|---|---|---|
| 五泉市能代字家ノ前221番１から同市能代字家ノ前268番１まで | 新 | 7.5～33.0メートル | 85.4メートル |
| | 旧 | 7.5～8.7メートル | 79.2メートル |

備考　路線の終点を変更する区域変更

## ◎新潟県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　下戸倉五泉線
２　供用開始の区間
　五泉市能代字家ノ前221番１から同市能代字家ノ前268番１まで
３　供用開始の期日　平成26年２月28日

◎新潟県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　柴倉津川線
3　道路の区域

| 区　間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延　長 |
|---|---|---|---|
| 東蒲原郡阿賀町三宝分字小室道上甲 1323 番２から | 新 | 11.4～76.8メートル | 323.3メートル |
| 同郡同町三方字御前山甲1128番９まで | 旧 | 11.4～36.6メートル | 325.9メートル |

◎新潟県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　路　線　名　　県道　　柴倉津川線
2　供用開始の区間
　東蒲原郡阿賀町三宝分字小室道上甲1323番２から同郡同町三方字御前山甲1128番９まで
3　供用開始の期日　　平成26年２月28日

◎新潟県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　西片貝浦瀬線
3　道路の区域

| 区　間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延　長 |
|---|---|---|---|
| 長岡市乙吉町字城下 798 番１から | 新 | 8.4～19.3メートル | 483.9メートル |
| 同市乙吉町字六斗割533番８まで | 旧 | 5.8～12.6メートル | 484.2メートル |

◎新潟県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　　西片貝浦瀬線
２　供用開始の区間
　長岡市乙吉町字城下798番１から同市乙吉町字六斗割533番８まで
３　供用開始の期日　　平成26年２月28日

---

**◎新潟県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　253号
３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延　長 |
| --- | --- | --- | --- |
| 十日町市池尻字ロク林164番１から<br>同市池尻字金鉢10番３まで | 新 | 14.6～101.6メートル | 503.1メートル |
| | 旧 | (A)7.1～102.6メートル | 620.7メートル |
| | | (B)14.6～101.6メートル | 503.8メートル |

備考１　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
　２　路線の重用
　　全区間一般国道403号及び一般国道404号と重用
　　一部区間一般国道353号と重用

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　403号
３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延　長 |
| --- | --- | --- | --- |
| 十日町市池尻字金鉢10番３から<br>同市池尻字ロク林164番１まで | 新 | 14.6～101.6メートル | 503.1メートル |
| | 旧 | (A)7.1～102.6メートル | 620.7メートル |
| | | (B)14.6～101.6メートル | 503.8メートル |

備考１　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
　２　路線の重用
　　全区間一般国道253号及び一般国道404号と重用
　　一部区間一般国道353号と重用

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　404号

３　道路の区域

| 区　　　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　　　長 |
|---|---|---|---|
| 十日町市池尻字金鉢 10 番３から<br>同市池尻字ロク林164番１まで | 新 | 14.6～101.6メートル | 503.1メートル |
| | 旧 | (A)7.1～102.6メートル | 620.7メートル |
| | | (B)14.6～101.6メートル | 503.8メートル |

備考１　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
　　２　路線の重用
　　　全区間一般国道253号及び一般国道403号と重用
　　　一部区間一般国道353号と重用

---

**◎新潟県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　　一般国道　253号
２　供用開始の区間
　　十日町市池尻字ロク林164番１から同市池尻字金鉢10番３まで
３　供用開始の期日　　平成26年２月28日

---

**◎新潟県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　中条五日町停車場線
３　道路の区域

| 区　　　　間 | 新旧の別 | 敷　地　の　幅　員 | 延　　　　長 |
|---|---|---|---|
| 十日町市中条字砂田丁1385番11から<br>同市中条字前田丁1399番１まで | 新 | 5.0～74.0メートル | 192.8メートル |
| | 旧 | 5.0～74.0メートル | 193.9メートル |

備考　路線の重用
　　　一部区間県道西枯木又堀之内線と重用

---

**◎新潟県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　　中条五日町停車場線

２　供用開始の区間

十日町市中条字砂田丁1385番11から同市中条字前田丁1399番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年２月28日

---

**◎新潟県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　西枯木又堀之内線

３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延　　長 |
|---|---|---|---|
| 十日町市中条字大日影丁1572番１から同市中条字前田丁1399番１まで | 新 | 5.0～13.6メートル | 146.2メートル |
| | 旧 | 5.0～13.6メートル | 142.8メートル |

備考　路線の重用

一部区間県道中条五日町停車場線と重用

---

**◎新潟県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　　西枯木又堀之内線

２　供用開始の区間

十日町市中条字大日影丁1572番１から同市中条字前田丁1399番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年２月28日

---

**◎新潟県告示第245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　上越安塚柏崎線

３　道路の区域

| 区　　間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延　　長 |
|---|---|---|---|
| 上越市大字上野田字田苗 890 番１から | 新 | 13.7～45.2メートル | 363.7メートル |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同市大字上野田字八反田1052番４まで | 旧 | 12.8～45.2メートル | 363.7メートル |

◎新潟県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　上越安塚柏崎線

２　供用開始の区間

上越市大字上野田字田苗 890 番１から同市大字上野田字八反田 1052 番４まで

３　供用開始の期日　平成26年２月28日

◎新潟県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　上越安塚柏崎線

３　道路の区域

| 区　間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延　長 |
|---|---|---|---|
| 上越市大字上野田字八反田 1052 番４から<br>同市大字四辻町2794番１まで | 新 | 17.6～23.2メートル | 378.2メートル |
| | 旧 | 17.6～23.2メートル | 378.2メートル |

◎新潟県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　上越安塚柏崎線

２　供用開始の区間

上越市大字上野田字八反田 1052 番４から同市大字四辻町 2794 番１まで

３　供用開始の期日　平成26年２月28日

◎新潟県告示第249号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び上越地域振興局妙高砂防事務所において縦覧に供する。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　区域の名称

相久保（追加）急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と１号を平成６年３月25日新潟県告示第1006号で指定した相久保急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

妙高市大字猿橋

字相久保

| | |
|---|---|
| 663番11 | １号 |
| 659番１ | ２号 |
| 648番２ | ３号 |
| 648番１ | ４号 |
| 644番１ | ５号 |
| 643番 | ６号 |

字谷内

| | |
|---|---|
| 628番２ | ７号 |
| 627番２ | ８号 |
| 625番４ | ９号 |
| 623番１ | 10号 |
| 616番２地先道路敷 | 11号 |
| 614番１ | 12号 |

## 公　告

### 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　（仮称）ナルス南高田店

所在地　上越市上中田北部土地区画整理事業地内１街区

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称　株式会社ナルス

法人代表者氏名　代表取締役　森山　仁

住所　上越市藤巻８番13号

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称　株式会社ナルス

法人代表者氏名　代表取締役　森山　仁

住所　上越市藤巻８番13号

・ほか４者

３　大規模小売店舗の新設をする日

平成26年10月20日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計

計4,833平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　計224台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計90台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計185平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・容量　計29立方メートル

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ナルス
午前７時から午後12時
・株式会社星光堂薬局ほか３者
午前９時から午後10時
(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前６時30分から翌午前０時30分
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
・出入口の数　３箇所
・位置　届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設１、３から５
午前６時から午後９時
・荷さばき施設２
午前６時から午後10時

7　届出年月日
平成26年２月19日

8　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）

9　縦覧期間
平成26年２月28日から平成26年６月28日まで

10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

### 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年２月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　（仮称）コメリパワー上越高田店
所在地　上越市上中田北部土地区画整理事業地内２街区

2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者
・氏名又は名称　株式会社コメリ

法人代表者氏名　代表取締役　捧　雄一郎
住所　新潟市南区清水4501番地１
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
・氏名又は名称　株式会社コメリ
法人代表者氏名　代表取締役　捧　雄一郎
住所　新潟市南区清水4501番地１
３　大規模小売店舗の新設をする日
平成26年10月22日
４　大規模小売店舗の店舗面積の合計
計8,679平方メートル
５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計220台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計20台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計85平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・容量　計44立方メートル
６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前７時から午後９時
(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前６時30分から午後９時30分
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
・出入口の数　２箇所
・位置　届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時
午前６時から午後10時
７　届出年月日
平成26年２月21日
８　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
９　縦覧期間
平成26年２月28日から平成26年６月28日まで
10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の６第１項に規定する新潟県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　二級建築士試験

(1)　試験の日時

ア　学科の試験

平成26年７月６日（日）

午前10時から午後５時10分まで

イ　設計製図の試験

平成26年９月14日（日）

午前11時から午後４時まで

(2)　試験の場所

ア　学科の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島６番１号

イ　設計製図の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島６番１号

2　木造建築士試験

(1)　試験の日時

ア　学科の試験

平成26年７月27日（日）

午前10時から午後５時10分まで

イ　設計製図の試験

平成26年10月12日（日）

午前11時から午後４時まで

(2)　試験の場所

ア　学科の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島６番１号

イ　設計製図の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島６番１号

3　受験申込書の配布

(1)　郵送による配布

ア　請求期間

平成26年３月３日（月）午前10時から平成26年３月20日（木）午後５時まで

イ　配布期間

平成26年３月10日（月）から平成26年３月28日（金）（着払いにより郵送します。）

ウ　郵送費用

受験申込書の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際にお支払いください。（390円程度）

エ　請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページによる請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求してください。

ＦＡＸによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別（二級又は木造）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を必ず明記し、次の宛先に請求してください。

公益財団法人建築技術教育普及センター　受験申込書配布係　（FAX：042-628-3550）

(2)　受付窓口における配布

ア　配布期間

平成26年３月10日（月）から平成26年４月14日（月）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ　配布時間

午前９時30分から午後５時（ただし、４月14日(月)は午後４時）まで

ウ　配布場所

一般社団法人新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地２　新潟県公社総合ビル３階

４　受験申込手続

(1)　郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する者に限り行うことができる。

(ｱ)　過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者ののうち、平成25年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(ｲ)　離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

ア　受付期間

平成26年３月17日(月)から平成26年３月31日(月)まで

イ　申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号104-0031　東京都中央区京橋２丁目14番１号　公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2)　インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア　受付期間及び時間

平成26年３月24日(月)午前10時から平成26年３月31日(月)午後４時まで

イ　申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

(3)　受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア　受付期間

平成26年４月10日(木)から平成26年４月14日(月)まで

イ　受付時間

午前10時から午後５時まで

ウ　受付場所

一般社団法人新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地２　新潟県公社総合ビル３階

エ　申込書の受付

上記ウの受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出したものについて行う。

５　合格者の発表

平成26年12月４日(木)頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成26年８月26日(火)頃、木造建築士試験においては平成26年９月９日(火)頃に発表する。

６　設計製図の試験の課題

平成26年６月11日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人新潟県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

７　その他

この試験に関する問合せは、「郵便番号950-0965　新潟市中央区新光町15番地２　新潟県公社総合ビル３階　一般社団法人新潟県建築士会（電話025-378-5666）」にすること。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、歩行者用交通信号灯器ＬＥＤ電球の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年２月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　入札に付する事項

(1)　調達案件の名称

歩行者用交通信号灯器ＬＥＤ電球の借上げ

(2)　調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

２　入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1)　期間

本公告の日から平成26年３月27日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前９時から午後５時まで

(2)　場所

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部警務部会計課契約係

(3)　問合せ先

ア　契約手続に係るもの

郵便番号　950－8553

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部警務部会計課契約係

電話番号　025－285－0110　内線2272

イ　電球の仕様に係るもの

郵便番号　950－8553

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部交通部交通規制課安全施設係

電話番号　025－285－0110　内線5210

３　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　本調達に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本調達の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(4)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(5)　本件仕様について、公的機関で行った規格検査結果又はＪＩＳ等の公的基準に準じた社内検査結果を提出した者であること。

(6)　新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7)　本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(8)　４に定めるところにより、入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

４　本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出期限　平成26年２月28日（金）から平成26年３月27日（木）まで（新潟県の休日を定める条例第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県警察本部警務部会計課契約係

ウ　提出方法　本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ　提出書類　入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成26年４月３日（木）午前11時以降に２(3)アへ問い合わせること。

5　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　平成26年４月11日（金）午前11時

(2) 場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１　新潟県警察本部１階入札室

6　入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア　本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ　本人が作成した一の入札書を封書の上、２(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に１(1)の調達案件の名称及び５(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を平成26年４月10日（木）の午後５時までに新潟県警察本部に配達し、文書収受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8　入札保証金

入札金額に100分の８に相当する金額を加算した金額の100分の５に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9　契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10　その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 入札参加資格確認申請書等の取扱い
ア　入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
イ　提出された入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
ウ　提出された入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
(4) その他
ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
イ　この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11　Summary
(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:
　Leasing contract for LED electric bulbs for traffic signal lamp device for pedestrians
(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:
　Date: April 11 (Fri), 2013
　Time: 11：00 am
　Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building
　First Floor, Contract Bidding Room
　4－1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi
　Niigata-ken, JAPAN 〒950－8553
(3) Contact point for the notice:
　Contract subsection of Accounting Division,
　Police Administration Department,
　Niigata Prefectural Police Headquarters
　４－1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi
　Niigata-ken, JAPAN 〒950－8553
　Phone: 025－285－0110 ext. 2272

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、産業廃棄物(感染性廃棄物)の処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年2月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長　横山　晶

１　入札に付する事項
(1) 調達案件の件名及び数量
　産業廃棄物(感染性廃棄物)の処分業務　年間1,830,000リットル(予定)
(2) 調達案件の仕様等
　入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間
　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
(4) 履行場所
　新潟県立がんセンター新潟病院
(5) 入札方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。
(6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
(7) 新潟県内で中間処理を行うこと。
(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
(9) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　951－8566
新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号　025－266－5111　内線2312
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 入札参加資格確認書の提出期限
平成26年３月25日（火）午後５時

４　入札、開札の日時及び場所
平成26年３月27日（木）午後３時30分
新潟県立がんセンター新潟病院　３階応接室

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
入札書に記載された金額に当該金額の100分の８を加算した金額の100分の５に相当する金額以上の額を納付すること。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。)第186条第３項第１号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成26年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
(9) その他
①　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②　詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会規程

**新潟県選挙管理委員会規程第１号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年２月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改　正　後 | | | 改　正　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表第２（老人ホーム） | | | 別表第２（老人ホーム） | | |
| 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 | 市区町村名 | 老人ホームの名称 | 所在地 |
| （略） | | | （略） | | |
| 三条市 | （略）<br>ナーシングホーム三条<br>特別養護老人ホーム　おおじまの里 | （略）<br>三条市今井野田新田962－３<br>三条市大島3783番地１ | 三条市 | （略）<br>ナーシングホーム三条 | （略）<br>三条市今井野田新田962－３ |
| （略） | | | （略） | | |

**附　則**

この規程は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年２月28日

新潟県人事委員会

委員長　鶴　巻　克　恕

**新潟県人事委員会規則第５－61号**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第５－18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>
別表第２（第28条、第33条関係）<br>
(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職<br>
ア　速記士<br>
イ　職業指導員<br>
ウ　職業訓練指導員<br>
エ　無線通信士<br>
オ　船長　航海士　機関長　機関士　通信長　船舶通信士　甲板長<br>
カ　医師　歯科医師　獣医師<br>
キ　歯科衛生士　歯科技工士　マツサージ師　視能訓練士　理学療法士　作業療法士　言語聴覚士　臨床工学技士　<u>薬剤師（病院局長が採用するものに限る。）</u>　<u>診療放射線技師</u>　<u>臨床検査技師</u>　<u>管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）</u><br>
ク　助産師　看護師　准看護師<br>
ケ　文化学芸員<br>
コ　美術学芸員<br>
サ　警察官（財務捜査員）<br>
シ　工業技術研究職<br>
ス　犯罪被害者等カウンセラー<br>
セ　航空整備士　自動車整備士<br>
(2) （略）<br>
別表第３（第33条関係）
<table>
<tr><th>委任事務</th><th>委任を受ける者</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　<u>歯科衛生士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師（病院局長が採用するものに限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）、助産師及び看護師</u>の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び</td><td>病院局長</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表第２（第28条、第33条関係）<br>
(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職<br>
ア　速記士<br>
イ　職業指導員<br>
ウ　職業訓練指導員<br>
エ　無線通信士<br>
オ　船長　航海士　機関長　機関士　通信長　船舶通信士　甲板長<br>
カ　医師　歯科医師　獣医師<br>
キ　歯科衛生士　歯科技工士　マツサージ師　視能訓練士　理学療法士　作業療法士　言語聴覚士　臨床工学技士<br>
ク　助産師　看護師　准看護師<br>
ケ　文化学芸員<br>
コ　美術学芸員<br>
サ　警察官（財務捜査員）<br>
シ　工業技術研究職<br>
ス　犯罪被害者等カウンセラー<br>
セ　航空整備士　自動車整備士<br>
(2) （略）<br>
別表第３（第33条関係）
<table>
<tr><th>委任事務</th><th>委任を受ける者</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　<u>助産師及び看護師</u>の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</td><td>病院局長</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 合格者の決定に係る事務以外の事務 | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

**附　則**

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

## 監査委員公表

### 監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成26年２月28日

新潟県監査委員　野　上　信　子
新潟県監査委員　小　林　林　一
新潟県監査委員　桜　井　甚　一
新潟県監査委員　石　上　和　男

| 監査の種別 | 平成23年度会計　定　期　監　査 | |
|---|---|---|
| 部局名 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 公安委員会 | 職員が平成23年４月10日公用車を停車する際、ブレーキ操作不十分のまま降車したため、前方停止車両に追突し、相手方に1,812,440円（うち県費支出額48,626円）の損害賠償をしたものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【新潟北警察署】 | 警察本部においては、公務中の交通事故を防止するため、<br>○　各種会議において交通事故防止について指示するとともに、発生状況の情報提供等を実施<br>○　交通事故多発時には、応急的な注意喚起を実施<br>○　監察官や技能指導官等が、警察学校における各種専科や研修等の機会を捉えた指導・教養を実施<br>○　交通事故防止を目的とした巡回指導を実施するとともに、事故の発生状況、分析結果及びＤＶＤ視聴覚教材等を教養資料として発出<br>する等、安全運転意識の醸成に努めました。<br>また、運転指導体制の確立と中間層世代の運転担当者の養成を目的とした自動車運転訓練指導者研修や大型・中型車両の安全運転に必要な知識を持った指導者を養成するための大型・中型自動車運転訓練指導者研修を実施、公用車事故の当事者となった職員を対象に、安全運転意識の向上と交通事故根絶意識の浸透を目的とした交通事故再発防止特別研修を実施する等、引き続き職員の安全運転の徹底に努めてまいります。 |
| | 職員が平成23年９月１日公用車を運転中、ブレーキを踏み損ねたことにより、交差点で信号待ちしていた相手車両に玉突き追突し、相手方に1,361,192円（うち県費支出額1,210,035円）の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として49,287円支出したものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【長岡警察署】 | |

| 監査の種別 | 平成24年度会計　定　期　監　査 | |
|---|---|---|
| 部局名 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 総務管理部 | 私立高等学校振興補助金に係る変更支出負担行為決議書について、支出負担行為担当者の決裁がされていなかった。<br>財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。<br>【文書私学課】 | 指摘事項を踏まえ、財務規則に基づく適正な事務を行うとともに、今後の再発防止に努めてまいります。<br>【大学・私学振興課】 |
| | 平成24年９月から平成25年３月までの法人二税の確定申告による中間納付額の還付において、還付加算金の計算に誤りがあり、1,004法人に対して合計2,030,000円の還付不足額を発生させたものがあった。<br>税の信頼性及び公正性を損なうことのないよう、適正な事務処理を徹底されたい。<br>【税務課】 | 税制改正に伴う電算プログラムの修正誤りに起因するものであり、今後、プログラム修正に当たっては、十分なテストと複数職員による修正結果の確認を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 福祉保健部 | 住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分307件12,940,998円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【福祉保健課】 | 県の債権総額14,180,159円について分割納入方式により償還させることとしておりますが、平成25年10月31日までの納入額は13件546,595円となっています。<br>今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。 |
| | 母子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分19,231件110,659,404円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【児童家庭課】 | 地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成25年10月31日までの納入額は1,087件6,338,084円となっています。<br>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。 |
| | 児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分356件8,806,850円が未納となっていた。<br>金額が増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【児童家庭課】 | 本庁及び地域振興局健康福祉（環境）部において償還指導を実施しており、平成25年10月31日までに26件108,000円が納入済みです。<br>今後も市町村と連携を図り、個々の状況に応じた償還指導により未納額の早期収納に努めてまいります。 |
| | 児童家庭費負担金収入について、平成24年12月31日現在、過年度調定分226件1,073,070円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【中央福祉相談センター】 | 児童家庭費負担金の未納については、対象ケースの問題点を把握したうえで、納入促進マニュアル等の活用により未納対策を検討し、電話や文書による納入の督促・戸別訪問等を計画的に行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>平成25年10月31日現在、平成24年度過年度調定未納額<br>195件　838,940円 |
| | コロニーにいがた白岩の里使用料について、平成24年12月31日現在、過年度調定分92件3,014,438円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【コロニーにいがた白岩の里】 | 毎月１回の督促を原則とし、個別の状況に応じた取組を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>平成25年10月31日現在、平成24年度過年度調定未納額<br>60件　1,982,734円 |

| | | |
|---|---|---|
| 産業労働観光部 | 　商工会議所連携強化補助金について、補助目的、補助対象経費、補助基準額及び補助率等を明らかにするための補助金交付要綱が作成されていなかった。<br>　昭和54年４月２日付け財内第24号の総務部長通知に基づき、補助金交付要綱を作成されたい。<br>【産業政策課】 | 　補助金交付要綱を作成いたしました。 |
| | 　設備合理化資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分39件16,435,148円が未納となっていた。<br>　未納額の早期収納に努められたい。<br>【商業振興課】 | 　債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、平成25年11月30日までに２件75,000円が納入済みです。<br>　今後、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。 |
| | 　中小企業支援資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分108件903,046,998円が未納となっていた。<br>　未納額の早期収納に努められたい。<br>【商業振興課】 | 　未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、平成25年11月30日までに18件3,504,000円が納入済みです。<br>　今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまりいます。 |
| 農林水産部 | 　林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分46件57,778,042円が未納となっていた。<br>　未納額の早期収納に努められたい。<br>【経営普及課】 | 　債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成25年10月末までに320,000円が納入済みです。<br>　今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。 |
| | 　農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分10件15,356,514円が未納となっていた。<br>　未納額の早期収納に努められたい。<br>【経営普及課】 | 　債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成25年10月末までに376,000円が納入済みです。<br>　今後とも、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 農業関係雇用創出基金事業の委託料返還請求に係る過年度収入について、決算日現在、過年度調定分14件18,951,653円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【経営普及課】 | 返還請求先に対して督促を行っておりますが、相手方の経営状況の問題もあり納入が図られておりません。<br>引き続き、返還請求先と十分協議を行い、収納促進に努めてまいります。 |
| | 越路丸による高層魚礁の転倒原因調査において、操船を誤り、自走式水中テレビ装置に大きな損傷を与えた。<br>平成21年度にも同物品を損傷していることから、今後このようなことが二度と生じないよう関係職員の注意を喚起するとともに、再発防止に向けた対策を講じられたい。<br>【水産海洋研究所】 | 所内に「越路丸事故防止対策委員会」を設置し、事故発生の検証を行うとともに再発防止に向けた対応マニュアルを策定し、関係職員への注意喚起を行っています。 |
| 新発田地域振興局 | 生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、決算日現在、過年度調定分64件1,022,343円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。<br>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。<br>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に１回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は７件70,000円で、時効完成により不納欠損処理を行ったものは32件630,718円です。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 職員が平成24年７月６日公用車を運転中、方向転換するため河川堤防に進入した際に路肩から転落して、公用車を廃棄処分としたものが１件あった。また、公務中における職員の交通事故が３件あり、相手方に損害賠償として122,253円支出したほか、公用車の修理費等として813,224円支出したものがあった。<br>安全運転の徹底に努められたい。<br>【農業振興部】 | 全職員に対して、直ちに交通事故防止の注意喚起を行うとともに、部課長会議を通じた交通安全の徹底並びに事故を教訓とする解説文書の配布及び掲示等により安全運転意識の醸成を図りました。<br>さらに、電子メールによる出張時の「一声かけ運動」や「職員のヒヤリ・ハット体験」の定期配信、公用車の日常点検・タイヤ交換講習会の実施及び安全運転・チャレンジ100への参加とともに、損保会社の交通安全アドバイザーによる運転者セミナー及び安全運転に関するＤＶＤによる安全運転教育を繰り返し実施しているところであり、引き続き職員の安全運転の徹底に努めてまいります。 |
| 新潟地域振興局 | う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。<br>財務規則に基づいた事務手続を行われたい。<br>【健康福祉部】 | 速やかに支出負担行為を行いました。<br>今後は、事業担当者が支出負担行為決議書を作成し、決裁後交付決定通知と支出負担行為の確定を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| | 職員が平成24年４月20日公用車を運転中、車道進入の際に左後方の安全確認を怠ったため、後方から直進してきた車両に衝突したなどの交通事故が３件あり、相手方に484,155円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として635,624円支出したものがあった。<br>安全運転の徹底に努められたい。<br>【地域整備部】 | 職員に対して安全運転への意識啓発を図るため、安全運転講習会を実施しました。<br>今後も、交通事故及び交通違反の防止についての注意喚起を図り、再発防止に努めてまいります。 |
| | 電話設置工事、印刷製本料及び新潟県林業関係補助金（県単林道事業）に係る執行について、支出事務を怠ったため、会計年度所属区分を超えて支出したものがあった。<br>予算の管理及び会計年度所属区分の確認を徹底されたい。<br>【津川地区振興事務所】 | 発注伝票の確実な作成、支出・出納審査の複数チェック及び事業担当と予算担当の定期的な情報共有など、所属内における内部けん制体制を一層強化し、適正な会計処理及び予算執行管理の徹底に努めてまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 三条地域振興局 | 生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成24年11月30日現在、過年度調定分110件10,146,270円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。<br>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。<br>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に１回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は１件55,330円です。 |
| | 平成22年度から平成24年度までの河川占用許可における手続等で、担当職員が事務処理を怠ったため河川占用料で多額の調定未了を生じさせたほか、決裁権者の決裁を受けずに収入調定をしたもの、収入調定をしたが過徴収となって相手方に返還する必要が生じたもの、提出された許可申請書を紛失した可能性のあるものが判明するなど不適切な事務処理がされていた。<br>河川占用許可手続等でこうした不適切な事務処理が起きたこと、また未然に防止できなかったことは、行政に対する県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。<br>再発防止のため管理監督者の業務管理を徹底させるとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、住民の信頼回復に取り組まれたい。<br>【地域整備部】 | 再発防止を図るため、業務の進行管理について再発防止対応方針を作成し、平成25年４月末から事務処理の改善を図りました。<br>また、業務の進行管理についても申請書類等の収受方法を見直しのうえ、一連の処理状況を常時確認できる事務処理整理表を作成し、管理監督者及び行政係員が閲覧可能な庶務課専用ドライブに保存し、内部牽制機能の強化も図りました。<br>今後も、適正な事務処理を心掛け、県民の信頼回復が図られるよう取り組みます。 |
| 長岡地域振興局 | 動物愛護センターにおいて、動物引取料4,890円について収入証紙で徴収すべきところ、現金で預かったうえ、申請書類とともに亡失していた。<br>今後は収入証紙条例施行規則に基づいた証紙での徴収を徹底するとともに、再発防止に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 今後は、収入証紙条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。<br>併せて、証紙が添付された申請書受領の際には、動物愛護センターからの送付状と原本の照合を徹底するとともに、受付台帳による管理により再発防止に努めてまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分458件4,537,520円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は17件128,730円です。 |
| | 生活保護費返還金（生活保護法第63条）収入について、決算日現在、過年度調定分１件1,040,000円が未納となっていた。<br>未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。<br>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。<br>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。 |
| | 県が管理する道路において、橋梁上部からの雪塊が走行中の車両に落下し損傷するなどの事故が12件発生し、相手方に合計1,785,153円の損害賠償をしたものがあった。<br>施設の管理に万全を期されたい。<br>【地域整備部】 | 引き続き、道路パトロールを強化し、また関係業界（建設業協会・タクシー業界・バス運行会社等）の協力を仰ぎながら、道路の危険予想箇所の早期発見及び情報収集に努めてまいります。<br>また、道路パトロール委託業者及び除雪委託業者等に入念な巡回・パトロールを指示し、管理瑕疵が発生することがないよう、道路施設の安全な管理に万全を期していきます。 |
| 南魚沼地域振興局 | 児童家庭費負担金収入について、平成24年11月30日現在、過年度調定分286件3,951,924円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は10件88,500円です。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成24年11月30日現在、過年度調定分４件3,675,000円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。<br>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。<br>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に１回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は３件200,000円です。 |
| | 障害者福祉費負担金収入（児童福祉施設）について、平成24年11月30日現在、過年度調定分63件1,465,500円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は４件11,700円です。 |
| 十日町地域振興局 | 県が管理する道路において、スノーシェッド出口上部の雪塊が落下し走行中の車両が損傷するなどの事故が15件発生し、相手方に合計1,115,069円の損害賠償をしたものがあった。<br>施設の管理に万全を期されたい。<br>【地域整備部】 | パトロール等を強化して、再発防止に一層努めると共に、迅速な維持・補修を行い、安全安心な道路環境の確保に努めてまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 上越地域振興局 | 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分604件4,054,570円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は12件103,000円です。 |
| | 障害福祉費負担金（児童福祉施設）収入について、決算日現在、過年度調定分100件2,618,700円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 |
| | 職員が平成24年４月９日公用車を運転中、安全確認を怠り交差点に進入したため、右側から進行してきた車両と衝突したなどの交通事故が２件あり、相手方に726,224円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として596,536円支出したものがあった。<br>安全運転の徹底に努められたい。<br>【地域整備部】 | 安全運転を徹底させるため、交通安全講習会等を活用して、安全運転意識の継続と安全運転の定着に取り組んでおります。 |
| 佐渡地域振興局 | 生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成24年12月31日現在、過年度調定分94件2,730,000円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【健康福祉環境部】 | 履行延期により継続的に返納を行っている者もいますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。<br>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。<br>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に１回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。<br>なお、指摘のありました事項における平成25年10月31日までの納入額は５件100,000円です。 |

<table>
<tr><td>教育委員会</td><td>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,256件58,040,551円が未納となっていた。<br>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。<br>【高等学校教育課】</td><td>催告等の結果、平成25年11月15日現在44件2,115,200円の納入があり、未納額は1,212件55,925,351円となっています。<br>新潟県財務規則に基づく所定の督促とともに、奨学金管理システムを活用しながら本人及び連帯保証人等に対して文書及び電話による催告を強化し、今後とも未納額の早期回収に努めてまいります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公安委員会</td><td>公務中における職員の交通事故が13件あり、相手方に665,594円の損害賠償（うち県費支出額551,149円）をしたほか、公用車の修理費として519,424円支出したものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【警察本部】</td><td rowspan="4">警察本部においては、公務中の交通事故を防止するため、<br>○　各種会議において交通事故防止について指示するとともに、発生状況の情報提供等を実施<br>○　交通事故多発時には、応急的な注意喚起を実施<br>○　監察官や技能指導官等が、警察学校における各種専科や研修等の機会を捉えた指導・教養を実施<br>○　交通事故防止を目的とした巡回指導を実施するとともに、事故の発生状況、分析結果及びＤＶＤ視聴覚教材等を教養資料として発出<br>する等、安全運転意識の醸成に努めました。<br>また、運転指導体制の確立と中間層世代の運転担当者の養成を目的とした自動車運転訓練指導者研修や大型・中型車両の安全運転に必要な知識を持った指導者を養成するための大型・中型自動車運転訓練指導者研修を実施、公用車事故の当事者となった職員を対象に、安全運転意識の向上と交通事故根絶意識の浸透を目的とした交通事故再発防止特別研修を実施する等、引き続き職員の安全運転の徹底に努めてまいります。</td></tr>
<tr><td>職員が平成24年２月９日公用車を運転中、圧雪道路において不適切なブレーキ操作により対向車線にはみ出して対向車と衝突し、相手方に1,270,025円（うち県費支出額385,158円）の損害賠償をしたほか、警察本部自動車整備工場で公用車を修理したものがあった。<br>また、このほかに公務中における職員の交通事故で公用車修理費として35,007円支出したものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【江南警察署】</td></tr>
<tr><td>職員が平成24年５月２日公用車を運転中、道路左側に停めてあった農業用トラクターの発見が遅れて衝突し、相手方に3,917,762円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として222,757円支出したものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【西蒲警察署】</td></tr>
<tr><td>職員が平成24年６月15日公用車を運転中、前方不注視により民家の門柱に衝突し、公用車を１台廃棄処分することとしたほか、歩道に設置された視線誘導標を損傷し、相手方に24,150円の損害賠償をしたものがあった。<br>また、このほかにも公務中の職員の交通事故で相手方に5,323円の損害賠償をしたものがあった。<br>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。<br>【長岡警察署】</td></tr>
</table>

# 教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第３号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、平成26年３月１日から実施する。

平成26年２月28日

新潟県教育委員会

委員長　　栗　田　　修　行

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

## 改　正　後

別記

第１号様式　（略）

第２号様式

| 所　属　名 | |
|---|---|
| 所属コード | |

第　　号
平成　　年　　月　　日

新潟県教育員会　様

新潟県立　　　学校長　　職印

臨時職員の任用について（内申）

下記のとおり内申します。

記

| 採用発令年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 任用期間 | 平成　　年　　月　　日から<br>平成　　年　　月　　日まで | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 職　　名 | | 担当教科 | | | |
| ふりがな<br>氏　　名 | | 課程 | 全・定・通 | 本・分校の別 | 本校・分校 |
| 職員コード | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳<br>（　　年　月　日生） |
| 給　　料 | ※　　　　級　　　　号給 | | | | |
| 旧　任　校 | | | | | |
| 免許状の種類<br>（取得年月日） | （修了確認期限　平成　　年　　月　　日） | | | | |
| 最終卒業学校<br>（専攻科目） | | | | | |

## 改　正　前

別記

第１号様式　（略）

第２号様式

| 所　属　名 | |
|---|---|
| 所属コード | |

番　　号
平成　　年　　月　　日

新潟県教育員会　様

新潟県立　　　学校長　　職印

臨時職員の任用について（内申）

下記のとおり内申します。

記

| 採用発令年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 任用期間 | 平成　　年　　月　　日から<br>平成　　年　　月　　日まで | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 職　　名 | | 課程 | 全・定・通 | 本・分校の別 | 本校・分校 |
| か　な<br>氏　　名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳<br>（　　年　月　日生） |
| 職員コード | | | | | |
| 給　　料 | ※　　　　級　　　　号給 | | | | |
| 旧　任　校 | | | | | |
| 免許状の種類<br>（取得年月日） | | | | | |
| 最終卒業学校<br>（専攻科目） | | | | | |

| | |
|---|---|
| 任用理由 | |
| 備　　考 | |

添付書類　１　履歴書（写）２　最終卒業学校卒業又は修了証明書（実習助手・寄宿舎指導員に限る。）３　免許状（写）又は授与証明書　４　健康診断書　５　給与カード（１部）

注１　「給料」※欄は記入しないこと。
注２　「旧任校」欄には、最近２カ年間に講師・助教諭又は非常勤講師として新潟県公立学校に採用された事実があれば、古い順に学校名、期間を記入のこと。（自校含む）
注３　「欠員」や「代替」等、「任用理由」欄に理由を明記すること。代替の場合は、休暇等の名称と休暇等を取得する職員の氏名、期間を記入のこと。また、期間更新の場合は、期間更新であることの旨及び前回の発令期間を記入のこと。なお、期間更新の場合は、添付書類は不要である。
注４　（写）には必ず原本証明を付けること。

| | |
|---|---|
| 任用理由 | |
| 備　　考 | |

添付書類　１　履歴書　２　最終卒業学校卒業証明書又は修了証明書（実習助手・寄宿舎指導員に限る。）３　免許状又は授与証明書　４　健康診断書　５　給与カード（１部）
記入上の注意
１　「給料」※欄は記入しないこと。
２　「旧任校」欄には、最近２カ年間に講師又は助教諭として新潟県公立学校に採用された事実があれば、古い順に学校名、期間を記入のこと。
３　「任用理由」欄の期間更新の場合は、期間更新であることの旨及び前回の発令期間を記入のこと。なお、期間更新の場合は、添付書類は不要であること。

４　（写）には必ず原本証明を付けること。

## 公安委員会規則

**新潟県公安委員会規則第１号**

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年２月28日

新潟県公安委員会

委員長　　小　林　　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （軽車両の乗車又は積載の制限）<br>**第９条**　法第57条第２項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。<br>(1)　乗車人員の制限は、次のとおりとする。<br>イ　二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>(ｲ)・(ﾛ)　（略）<br>(ﾊ)　タンデム車（２人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者１人を乗車させている場合<br>(ﾆ)　運転者以外の者を並列に乗車させる構造を有する乗車装置に１人又は２人を乗車させている場合<br>ロ・ハ　（略）<br>(2)～(4)　（略） | （軽車両の乗車又は積載の制限）<br>**第９条**　法第57条第２項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。<br>(1)　乗車人員の制限は、次のとおりとする。<br>イ　二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>(ｲ)・(ﾛ)　（略）<br>(ﾊ)　道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第２項に規定する自転車専用道路において、タンデム車（２以上の乗車装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合<br>(ﾆ)　三輪の自転車（２以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、本来設けられている乗車装置に応じた人員を乗車させている場合<br>ロ・ハ　（略）<br>(2)～(4)　（略） |
| | （試験自動車の指定）<br>**第21条の２**　技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、一般財団法人新潟県自動車練習所（昭和25年８月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。<br>２　技能試験等に使用する自動車は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければならない。 |

**附　則**

この規則中第21条の２を削除する改正は平成26年３月１日から、その他の改正は平成26年４月１日から施行する。